**○金融庁告示第二十号**

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成二十四年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十四年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第四条第一項第九号の規定に基づき、平成二十年金融庁告示第十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第九号の規定に基づき通信手段を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

前文中「第六条第一項第九号」を「第四条第一項第九号」に改める。

**附　則**

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から適用する。

**○財務省告示第九十二号**

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、健康保険印紙の形式を定める等の件（平成二十三年三月財務省告示第八十九号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日

財務大臣　安住　淳

健康保険印紙の形式は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第二項の規定による被保険者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者

第一級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第二級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　暗い黄薄橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第三級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい青味緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第四級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい茶色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第五級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い黄緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第六級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　薄い緑味青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第七級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第八級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第九級健康保険印紙




寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　灰味青紫色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色